

藤沢市奨学金給付規則の一部改正について
藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

2025 年（令和 7 年）4 月 17 日提出

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

1 一部を改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

公布の日

提案理由

この議案を提出したのは、引用元である「大学等における修学の支援に関する法律」の改正に伴い、所要の改正をする必要による。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 日

藤沢市教育委員会

教育長 岩 本 將 宏

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則

藤沢市奨学金給付規則（平成 2 9 年藤沢市教育委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条ただし書中「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第 8 号）第 4 条」を「独立行政法人日本学生支援機構法（平成 1 5 年法律第 9 4 号）第 1 7 条の 2 第 1 項」に改め、「（給付型奨学金に限る。）」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

藤沢市奨学金給付規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
○藤沢市奨学金給付規則 (中略) 第11条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。ただし、<u>独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第17条の2第1項に定める学資支給金（給付型奨学金に限る。）</u>は、この限りでない。 (中略) 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年教委規則第3号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和2年教委規則第11号） 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の藤沢市奨学金給付規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日までに改正前の藤沢市奨学金給付規則第6条第4項に基づく奨学金の給付の決定を受けた者に係る奨学金の給付額については、なお従前の例による。 附 則（令和3年教委規則第3号） この規則は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年教委規則第7号） この規則は、令和4年1月1日から施行する。 附 則（令和5年教委規則第5号）	○藤沢市奨学金給付規則 (中略) 第11条 奨学生は、他の給付型奨学金の併給を受けることはできない。ただし、<u>大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条に定める学資支給金（給付型奨学金に限る。）</u>は、この限りでない。 (中略) 附 則 この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則（平成30年教委規則第3号） この規則は、平成30年4月1日から施行する。 附 則（令和2年教委規則第11号） 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。 2 この規則による改正後の藤沢市奨学金給付規則第3条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の日までに改正前の藤沢市奨学金給付規則第6条第4項に基づく奨学金の給付の決定を受けた者に係る奨学金の給付額については、なお従前の例による。 附 則（令和3年教委規則第3号） この規則は、令和3年7月1日から施行する。 附 則（令和3年教委規則第7号） この規則は、令和4年1月1日から施行する。 附 則（令和5年教委規則第5号）

改正後	改正前
この規則は、令和５年４月１日から施行する。 附 則（令和５年５月22日教委規則第１号） この規則は、令和５年６月１日から施行する。 附 則（令和７年教委規則第 号） <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>	この規則は、令和５年４月１日から施行する。 附 則（令和５年５月22日教委規則第１号） この規則は、令和５年６月１日から施行する。 _____ _____